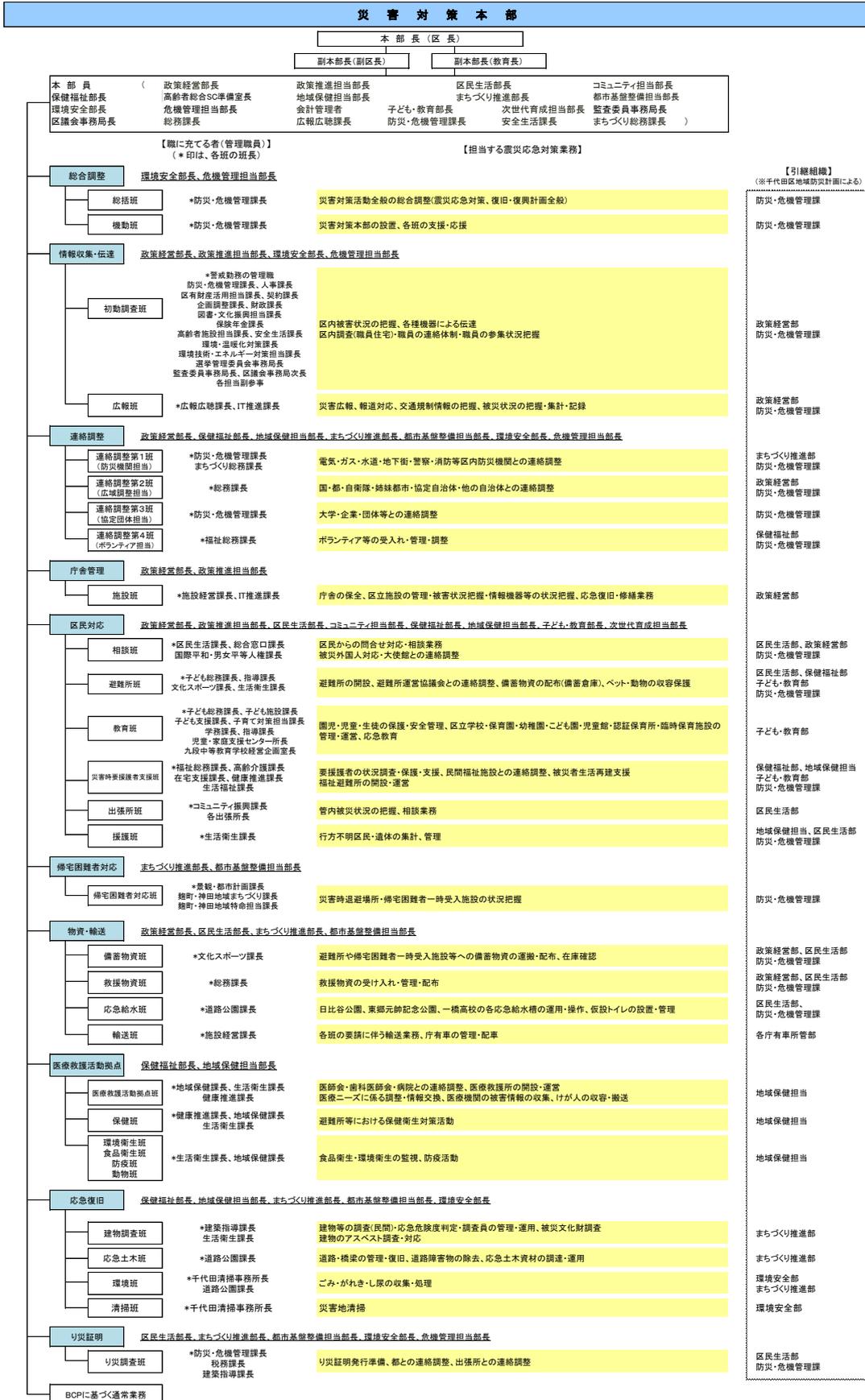


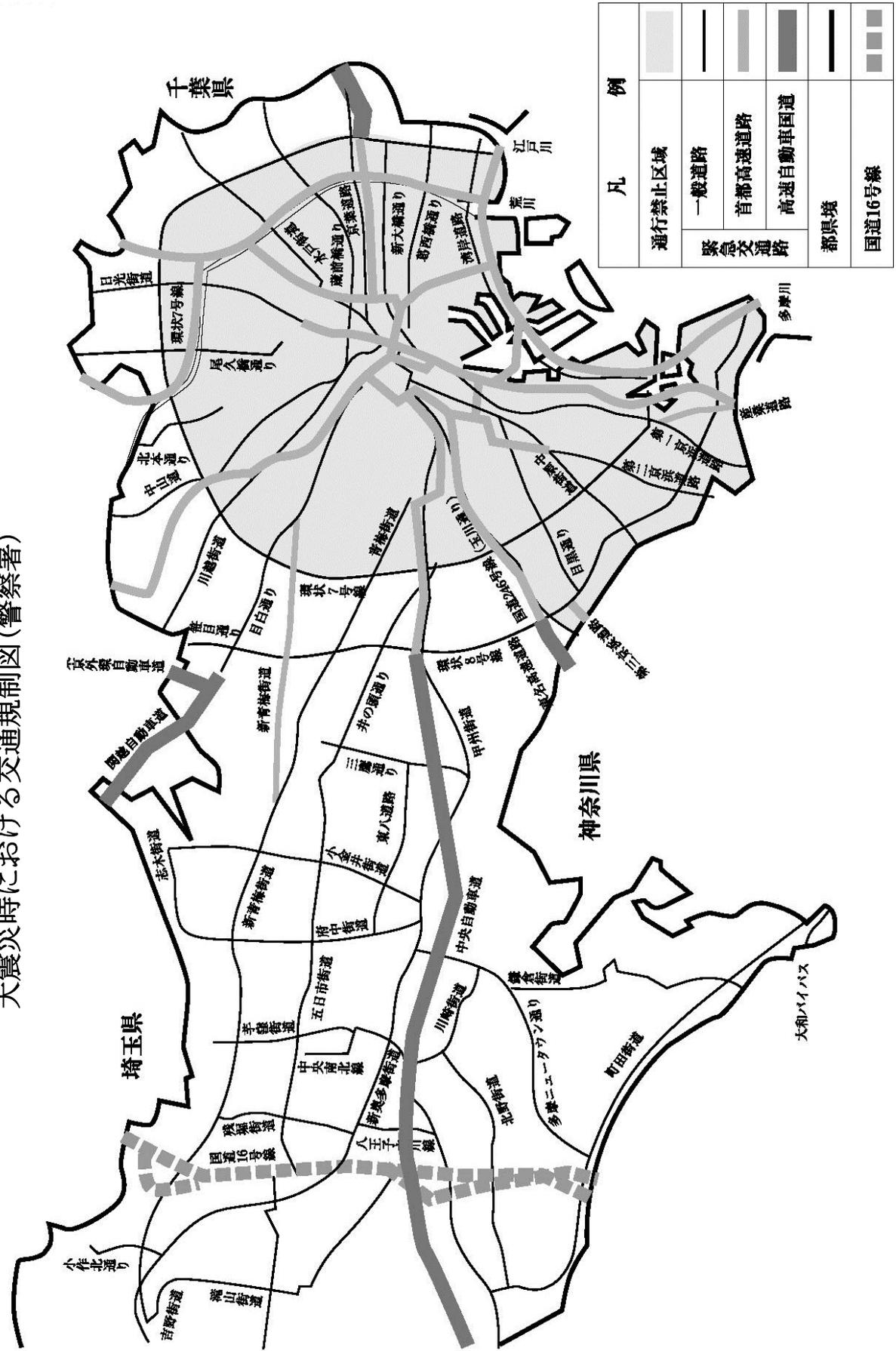
災害対策本部組織図（防災・危機管理課）

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

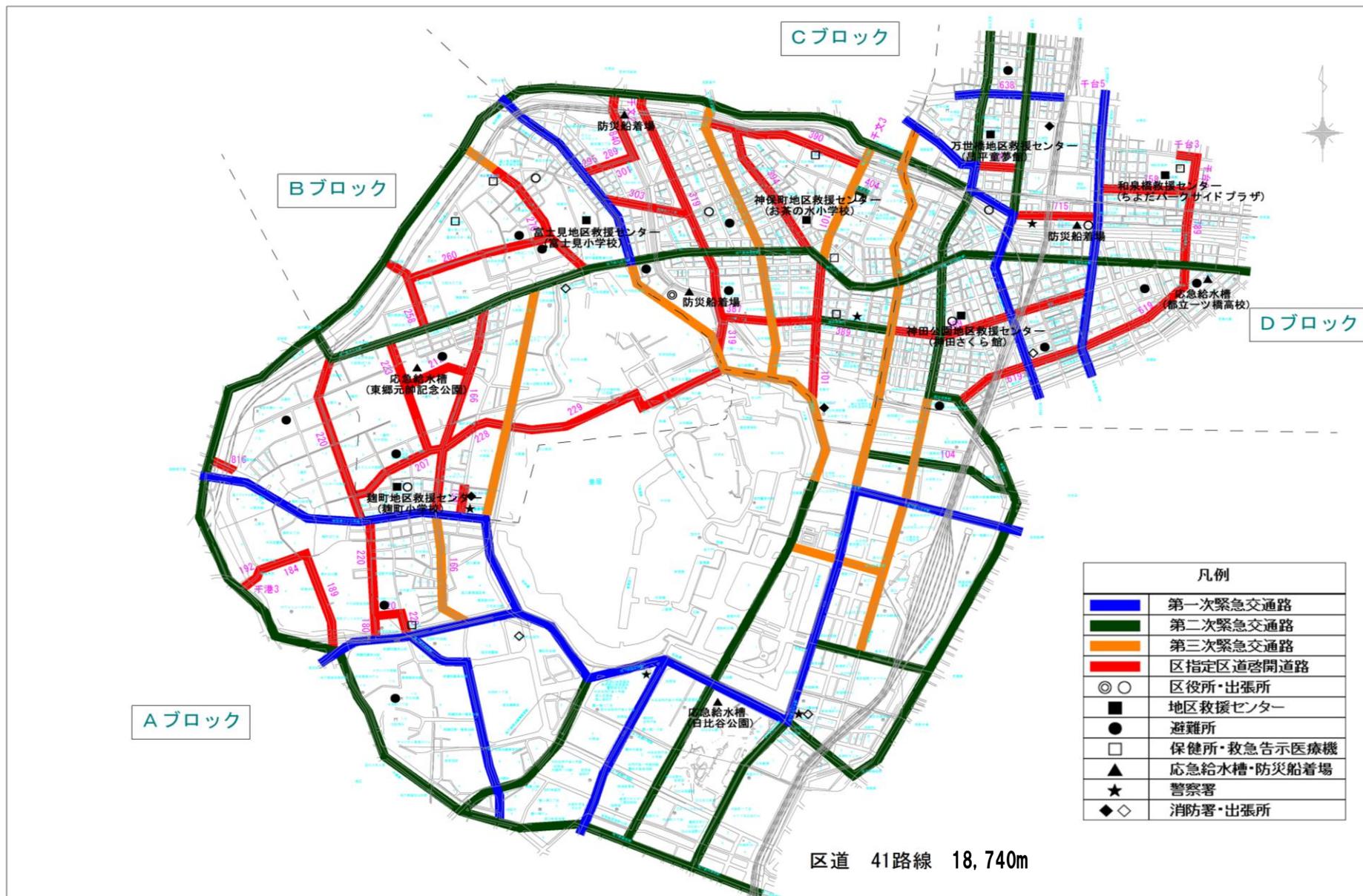


資料第 29

大震災時における交通規制図(警察署)



資料第 30-1 緊急道路障害物除去路線図(まちづくり推進部、第一建設事務所)



資料第30-2

千代田区緊急道路障害物除去路線調書
(まちづくり推進部、第一建設事務所)

(平成25年4月1日現在)

No.	路線名	道路全幅員(m)	延長(m)	等級	備考
1	101	23.5	1,040	1級道路	一部都
2	千文3	23.8	80	1級道路	都
3	104	21.9	850	1級道路	都
4	166	16.0	1,530	1級道路	一部都
5	270	10.8	790	その他の道路	
6	387	27.0	70	1級道路	
7	389	22.0	1,440	2級道路	一部都
8	404	8.0	60	その他の道路	
9	638	26.8	360	1級道路	都
10	千台5	26.8	70	1級道路	都
11	789	21.8	250	1級道路	
12	千台2	21.8	270	1級道路	
13	千台3	16.9	420	その他の道路	
14	192	11.2	80	1級道路	
15	千港3	9.2	40	1級道路	
16	184	13.1	230	2級道路	
17	189	19.1	410	2級道路	
18	220	14.0	1,450	1級道路	
19	180	14.0	70	1級道路	
20	194	11.0	130	1級道路	
21	207	11.0	630	その他の道路	
22	228	6.0	130	その他の道路	
23	229	25.6	1,080	1級道路	
24	212	8.0	290	その他の道路	
25	223	7.6	520	その他の道路	
26	258	10.8	340	1級道路	
27	260	5.3	630	2級道路	
28	319	26.3	1,190	1級道路	
29	千文2	22.6	20	1級道路	
30	303	30.0	350	2級道路	
31	390	12.4	720	2級道路	
32	394	15.2	660	2級道路	
33	619	22.0	1,080	2級道路	
34	672	22.0	160	2級道路	
35	758	15.0	390	2級道路	
36	816	15.7	60	その他の道路	
37	840	13.1	320	2級道路	
38	301	11.0	70	その他の道路	
39	289	11.0	50	その他の道路	
40	295	11.0	70	その他の道路	
41	715	22.0	340	1級道路	
	合計		18,740		

資料第 31-1

千代田区医師会・神田医師会災害対策医療救護計画

(地域保健担当、区内医師会)

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

千代田区医師会・神田医師会災害医療救護計画(地域保健担当、区内医師会)

1 目的

千代田区医師会・神田医師会が、千代田区内において、医療救護活動を要する事態に至った場合、千代田区地域防災計画に基づき救護活動を円滑に実施するために、この計画を定める。

2 実施要領

千代田区医師会会長、神田医師会会長は、区から医師会に対し、医療救護班を要請された場合、或いは医師会長独自の判断により、直ちに所定の医療救護班を、現地の医療救護所に派遣するものとする。

ね

(1)編成及び任務

① 災害医療救護対策本部

各医師会館内に置き、会館使用不能の時は、適宜の場所に置く。

本部長 各医師会会長

副本部長 各医師会副会長、救急担当理事あるいは災害救護対策特別委員長

本部員 各医師会理事及び監事。ただし、理事及び監事が救護員となることを妨げない。

各本部は災害状況の把握に努め、医療救護班を編成し、千代田区医師会、神田医師会、区役所、保健所、隣接地区医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。

② 医療救護班

ア 編成

原則医師1名、看護師1名、その他事務補助2名、計4名を1医療救護班の単位とする。

医療救護班長は、本部長の指令により、医療救護班はヘルメット・腕章を着用して救護所に急行し、救護業務を開始する。

班は、 班と呼称する。

各班の担当地域は、別表2のとおりとする。

イ 標識

千代田区の所定のものとする。

ウ 医療救護班実務要領

(ア)診断 死亡、重症、中等症、軽症の区分を的確に判断して、処置及び収容区分の指導等に遺漏がないように努める。

(イ)連絡表 後方医療機関への緊急連絡事項を簡記して、傷病者に装着する。

(ウ)記録 出来る限り傷病者の氏名、住所、生年月日、性別、傷病名、処置の概要をメモするように努める。

(2)資材

各医療救護所には、区の衛生材料及び薬品が備えてあるので、これを使用する。備えていない衛生材料及び薬品については、医師が処方し、薬局で対応する。

(3)経費

- ① 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- ② 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- ③ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費等。

以上は区が負担するものとする。

別表1 医療救護所設置場所及び担当医師会

医療救護所設置場所	担当医師会
千代田保健所、麴町小学校、麴町中学校、富士見小学校、いきいきプラザ一番町※	千代田区医師会
高齢者センター※、お茶の水小学校、神田さくら館、ちよだパークサイドプラザ、昌平童夢館、岩本町ほほえみプラザ※、障害者福祉センターえみふる※	神田医師会

※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する

別表2 医療救護所別担当医療救護班名簿

<千代田区医師会>

医療救護所	救護対象地域	医療救護班	担当医師	担当医師
千代田保健所	全域			
麴町小学校	麴町出張所			
麴町中学校	〃			
富士見小学校	富士見出張所			
いきいきプラザ一番町※	麴町出張所			

<神田医師会>

医療救護所	救護対象地域	医療救護班	担当医師	担当医師
お茶の水小学校	神保町出張所			
神田さくら館	神田公園出張所			
ちよだパークサイドプラザ	和泉橋出張所			
昌平童夢館	万世橋出張所			
高齢者センター※、	神保町出張所			
障害者福祉センターえみふる※	〃			
岩本町ほほえみプラザ※	和泉橋出張所			

資料第31-2

地区歯科医師会災害医療救護計画

(地域保健担当、区内歯科医師会)

(平成27年1月1日現在)

地区歯科医師会災害医療救護計画(地域保健担当、区内歯科医師会)

地区歯科医師会災害医療救護計画(麹町歯科医師会、千代田区歯科医師会、丸の内歯科医師会)

地区歯科医師会は災害発生と同時に災害医療対策本部を各歯科医師会事務所内に設置し、地区歯科医師会災害医療救護計画により医療救護活動をすみやかに実施する。

- (1) 歯科医師会理事会が災害医療対策本部となり、会長が本部長、副会長が副本部長となる。理事・班長・防災委員を本部員とする。
- (2) 本部は災害状況の把握に努め、区役所・保健所・警察署・消防署・隣接地区三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)・東京都歯科医師会等との連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。
- (3) 本部は上記関係機関との連絡窓口を設け、専任部員を置く。
- (4) 本部は歯科診療所被害状況を把握する。
- (5) 本部は歯科医療救護班、身元確認班(地区警察歯科医会を中心とする)を設置する。
 - ア 本部長の指示により歯科医療救護班はヘルメット・腕章・ベストまたは防災服を着用し、トリアージ等救護活動を開始する。
 - イ 本部長の指示により、身元確認班は現場に急行する。
- (6) 発災直後の救護対策
 - ア 発災直後の歯科医療救護所は、千代田保健所2F 休日応急診療所に設置する。
 - イ 各歯科医師会より届出されている歯科医師は、震度5強以上でかつ連絡がつかない場合、千代田保健所に参集し、歯科応急処置を行う。
 - ウ 実施できる歯科医療救護の範囲を超える場合は、後方医療機関(日本大学附属歯科病院、日本歯科大学附属歯科病院、東京歯科大学水道橋病院、東京医科歯科大学附属病院)に、順次搬送する。都、及び区が指定した病院、診療所、歯科大学付属病院と連携をとり被災者の救護にあたる。
- (7) 歯科医療救護班で使用する薬品・材料で常備されていないものや間に合わないものは各医師の自己所有のものを使用し、救護活動に支障のないように努める。区役所等はそれらの補給等の対策をとる。

別表1 医療救護所別担当歯科医療救護班名簿

医療救護所	担当医	担当医	担当医	備考
千代田保健所	麴町歯科医師会	千代田区歯科医師会	丸の内歯科医師会	

別表2 身元確認班名簿

遺体安置所	担当医	担当医	担当医	備考
万世会館	千代田区歯科医師会	千代田区医師会	丸の内歯科医師会	
内幸町ホール	麴町歯科医師会	麴町歯科医師会	丸の内歯科医師会	

資料第31-3

千代田区薬剤師会災害医療救護計画

(地域保健担当・区内薬剤師会)

(平成27年1月1日現在)

千代田区薬剤師会災害医療救護計画(地域保健担当、区内薬剤師会)

千代田区地域防災計画に基づき医療救護活動を要する事態に至ったときは、千代田区薬剤師会災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。

- 1 千代田区薬剤師会(以下、「薬剤師会」という。)は、災害医療救護対策本部を〇〇〇に置く。
- 2 本部長は薬剤師会長、副本部長は薬剤師会副会長、本部員は理事・監事とする。
- 3 本部は災害状況の把握に努め、薬剤師班を編成し、区役所、保健所、医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。
- 4 区より医療救護活動を要請された場合は、本部長の指令により、ヘルメット・腕章を着用して薬剤師班は医療救護所(別表1)、医薬品ストックセンター班は千代田保健所内医薬品ストックセンターに急行し、業務を開始する。
- 5 医療救護所内での業務
 - (1) 医療救護所の診療に伴う調剤、服薬指導
 - (2) 被災者への医薬品の供給
医薬品・衛生材料の保管管理・交付・相談場所を確保する。
医薬品を交付しやすいように分類し、避難者が直接手に取ることができない場所に保管する。
- 6 医薬品ストックセンターにおける業務
 - (1) 集積医薬品等の保管・管理
 - ① 品名、数量、同種同効薬の有無及び数量の管理
 - ② 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・衛生材料等の別、薬効別、剤形別等の分類
 - ③ 有効期間・使用期限の確認・管理
 - ④ 保存に注意が必要な医薬品(要冷所・暗所保存、要防湿)の保管
 - ⑤ 取扱いに注意が必要な医薬品(麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等)の保管
 - (2) 不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡
 - (3) 医療救護所への医薬品等の供給、薬剤師班の残置薬の回収・整理
- 7 医療救護所指定薬局の選定
医療救護所では出される処方箋に対応するため、薬局においては、医薬品の処方ができるよう対応する。
- 8 留意事項
 - (1) 次の事項について、薬剤師会を通じて、千代田保健所(医療救護活動拠点)に報告する。
 - ① 調剤の記録、相談の記録など
 - ② 医薬品の在庫数量の確認

活動終了時の医薬品の在庫を明確にし、医薬品の種類・数量を記載したリストを作成する
 他の薬剤師班に残薬を譲渡する場合は、医薬品リストを添えて譲渡する

③ 撤退時の引継ぎ及び連絡

地区薬剤師会へ、活動終了の連絡を行う。他の薬剤師に引き継ぐ場合は、活動状況や使用医薬品の状況を正確に報告する。(撤退ではなく引き継ぎを原則とする)

別表1 医療救護所別薬剤師班設置場所

「第3部 震災応急・復旧対策計画 第8章 医療救護等対策 6 医療救護所設置場所」に同じ

別表2 薬剤師班名簿

< 医薬品ストックセンター班 >

医療救護所	担当薬剤師	担当薬局
千代田保健所	薬剤師会会長	幹事・マルマツ薬局

< 薬剤師班 >

医療救護所	担当薬局	担当薬局
千代田保健所	薬剤師会営薬局	幹事・マルマツ薬局
麴町小学校	幹事・志村薬局	/
麴町中学校	幹事・小西三誠堂 薬局	
富士見小学校	幹事・清水薬局	
お茶の水小学校	幹事・興生堂薬局	
神田さくら館	幹事・アサヒ薬局	
ちよだパークサイドプラザ	幹事・二六堂調剤 薬局和泉町店	
昌平童夢館	幹事・江川薬局	

福祉避難所併設医療救護所	担当薬局
いきいきプラザ一番町※	幹事・池田薬局
高齢者センター※、	幹事・薬の裕堂
障害者福祉センターえみふる ※	幹事・和同会薬局
岩本町ほほえみプラザ※	幹事・龍閑堂薬局

資料第32

避難所での適正飼育ルール（地域保健担当）

（平成27年1月1日現在）

「避難所での適正飼養ルール」

1 基本的な考え方

- 避難所(※)への避難を余儀なくされた被災者が「同行避難」してきたペットを対象とする。
- ペットの飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことを基本とする。
- 環境衛生上の観点から、避難所でのペットとの同居は原則禁止する。（人間の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離する。）
- 救護対象とする動物は、原則として、犬、猫等の小動物とする。

※家屋の倒壊・焼失等により自宅に留まることができない、または留まると危険を感じる被災者を保護するための施設。

2 避難所及び区の対応

(1) 「動物救護所」の設置

- 各避難所は、ペットの一時飼育場所となる「動物救護所」の設置場所をあらかじめ想定しておく。校庭の一角等屋外を想定している場合、区は必要に応じてテント等の貸与を行う。
- 避難所は、「動物救護所」を設置し、受入体制が整い次第、ペットの受入を開始する。
- 被災者がペットを連れて避難してきた場合は、「動物救護所」へ誘導する。

(2) 適正飼育の指導及び関係機関との調整

- 飼育者に対して、避難所における動物の適正な飼育を指導する。また、飼育に関し、必要に応じて関係NPO団体等への支援要請を検討する。
- 区は、動物救護活動の必要がある場合、公益社団法人東京都獣医師会に対し、協定に基づく協力を要請する。
- 区は、都が設置する「動物愛護相談センター」や公益社団法人東京都獣医師会等が設置する「動物救援本部」と協力し、動物の保護施設への受け入れや譲渡等の調整を行う。

(3) 資器材等の備蓄・提供

- ペットの飼育は飼い主による自主管理が原則であるが、避難時にケージ等を持ち出せなかった飼育者のために、区は最低限のペット用資器材を備蓄する。

【資器材・備蓄物資】

- ・ケージ（クレート）大・中・小
- ・テント・パーティション
- ・首輪・ハーネス・リード
- ・鑑札札・迷子札 等

3 避難所での適正飼養ルール

(1) 飼育者の届出

- ・飼育者を把握し、管理責任を明確にするために、動物登録台帳（別紙《省略》）を作成する。
- ・ペットには、個体識別できる名札等を必ず着け、着けられない場合は、ケージに名札を付けてケージからは出さないこととする。（ペットの写真(複数枚)も用意しておく）

(2) 飼育管理

①飼育ルールについて

飼育者は、避難所内における飼育について、次の事項を遵守するものとする。

- ・ 指定された場所及び方法で飼育する。
- ・ 動物はケージに入れておくか、支柱に繋ぎとめておく。
- ・ 飼育場所は清潔にし、必要に応じて消毒をする。
- ・ ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める。
- ・ 屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんとする。
- ・ 餌等も自ら確保することとし、世話の代行等を頼む場合も原則として自ら周囲の避難者等に要請する。
- ・ 給餌は時間を決め、その都度片付ける。
- ・ ペットとのふれあいの時間も決め、夜間の接触は極力行わない。
- ・ 名札等を装着する。
- ・ 犬については、登録鑑札、注射済票を装着する。
- ・ 必要な混合ワクチンを接種する。
- ・ 飼育困難となった場合でも決して捨てたりせず、区職員や関係NPO団体等を通じて都が設置する「動物愛護相談センター」へ相談する。

②自主管理体制の確立について

複数の飼育者がいる場合、互いに協力しあい、ペットの世話や飼育場所の管理等について役割分担制や当番制にするなど、飼育管理が適切に行われるような取組を行う。

(3) その他

上記のほか、必要に応じて避難所毎にルールを追加し、または、詳細について定めることができる。

資料第33

避難所用資器材配備一覧表（防災・危機管理課）

（平成27年1月1日現在）

施設名	炊き出し器	応急トイレ (健常者用)	応急トイレ (障害者用)	リヤカー	組立テント等	ワンタッチ テント	発電機	投光器
麴町小学校〔出張所〕	2	3	0	2	0	2	5	2
九段小学校	2	3	0	2	0	2	5	2
番町小学校	2	8	1	2	0	2	5	2
富士見みらい館〔富士見小学校〕	2	3	0	2	0	4	8	2
お茶の水小学校	2	4	0	2	0	2	6	2
神田さくら館〔千代田小学校〕	2	5	0	2	5	2	5	2
昌平童夢館〔昌平小学校〕	2	3	3	2	0	2	6	2
ちよだパークサイドプラザ〔和泉小学校〕	2	3	0	2	0	2	5	2
麴町中学校	2	3	0	2	0	2	5	2
神田一橋中学校	2	3	0	2	0	2	5	2
アーツ千代田3331〔旧練成中学校〕	2	3	0	2	0	2	5	2
旧今川中学校	2	3	0	2	0	2	5	2
スポーツセンター	2	3	0	2	0	2	5	2
岩本町ほほえみプラザ	4	14	0	4	0	4	11	4
かんだ連雀	0	0	0	1	0	0	2	0
ジロール神田佐久間町	0	0	0	0	0	0	1	0
ジロール麴町	0	0	0	0	0	0	1	0
富士見あんず館	1	8	0	9	0	0	2	0
高齢者センター	0	3	1	0	0	0	3	2
いきいきプラザ一番町	0	13	2	2	0	2	4	2
神保町出張所	0	0	0	0	0	0	1	0
富士見出張所	0	0	0	0	0	0	1	0
神田公園出張所	0	0	0	0	0	0	1	0
万世橋出張所	0	7	0	0	0	0	2	0
和泉橋出張所	1	9	0	1	0	0	3	0
四番町児童館	0	8	0	3	0	0	0	0
九段生涯学習館	0	5	0	0	0	0	2	0
千代田区役所	5	0	0	3	0	8	8	4
九段さくら館	0	0	0	0	50	0	1	0
西神田コスモス館	0	5	0	0	0	2	1	0
区営内神田住宅	0	14	0	0	0	0	0	0
鍛冶町一丁目備蓄倉庫	0	9	3	2	0	0	1	0
ちよだプラットフォームスクウェア	0	3	0	2	0	0	0	0
日比谷公園	0	0	0	0	6	0	0	4
北の丸公園	0	0	0	1	2	0	0	2
皇居東御苑	0	0	0	0	0	0	0	2
九段中等教育学校	0	0	0	0	0	0	2	0
ふじみこども園	0	0	0	0	0	0	1	0
いずみこども園	0	0	0	0	0	0	1	0
麴町保育園	0	0	0	0	0	0	1	0
神田保育園	0	0	0	0	0	0	1	0
四番町保育園	0	0	0	0	0	0	1	0
ホテルロューオータニ	0	28	0	3	0	0	0	0
二松学舎大学	0	3	0	1	10	0	0	0
山王パークタワー	0	3	0	0	0	0	0	0
PGP丸の内ビル	0	3	0	0	14	5	0	4
東京サンケイビル	0	3	0	0	4	0	0	0
丸の内ビルディング	0	0	0	0	3	0	0	8
ブルデンシャルタワー	0	3	0	0	0	0	0	0
角川書店本社ビル	0	3	0	0	0	0	0	0
九段坂ハウス	0	4	1	0	0	0	0	0
神保町三井ビルディング	0	3	0	0	0	0	0	0
トーア再保険ビル	0	3	0	0	0	0	0	0
日新火災海上保険本社ビル	0	3	0	0	0	0	0	0
富士ソフト秋葉原ビル	0	3	0	0	0	0	0	0
有楽町イトシア	0	3	0	0	0	5	0	0
平河町森タワー	0	19	0	4	0	5	0	0
飯田橋プレーン	0	3	0	0	0	0	0	0
JPタワー	0	10	0	0	0	0	0	0
ベルサール秋葉原	0	4	0	0	2	0	0	0
合 計	37	246	11	62	96	59	122	58

※発電機(ガス発電機・ポータブル発電機)含む

資料第34

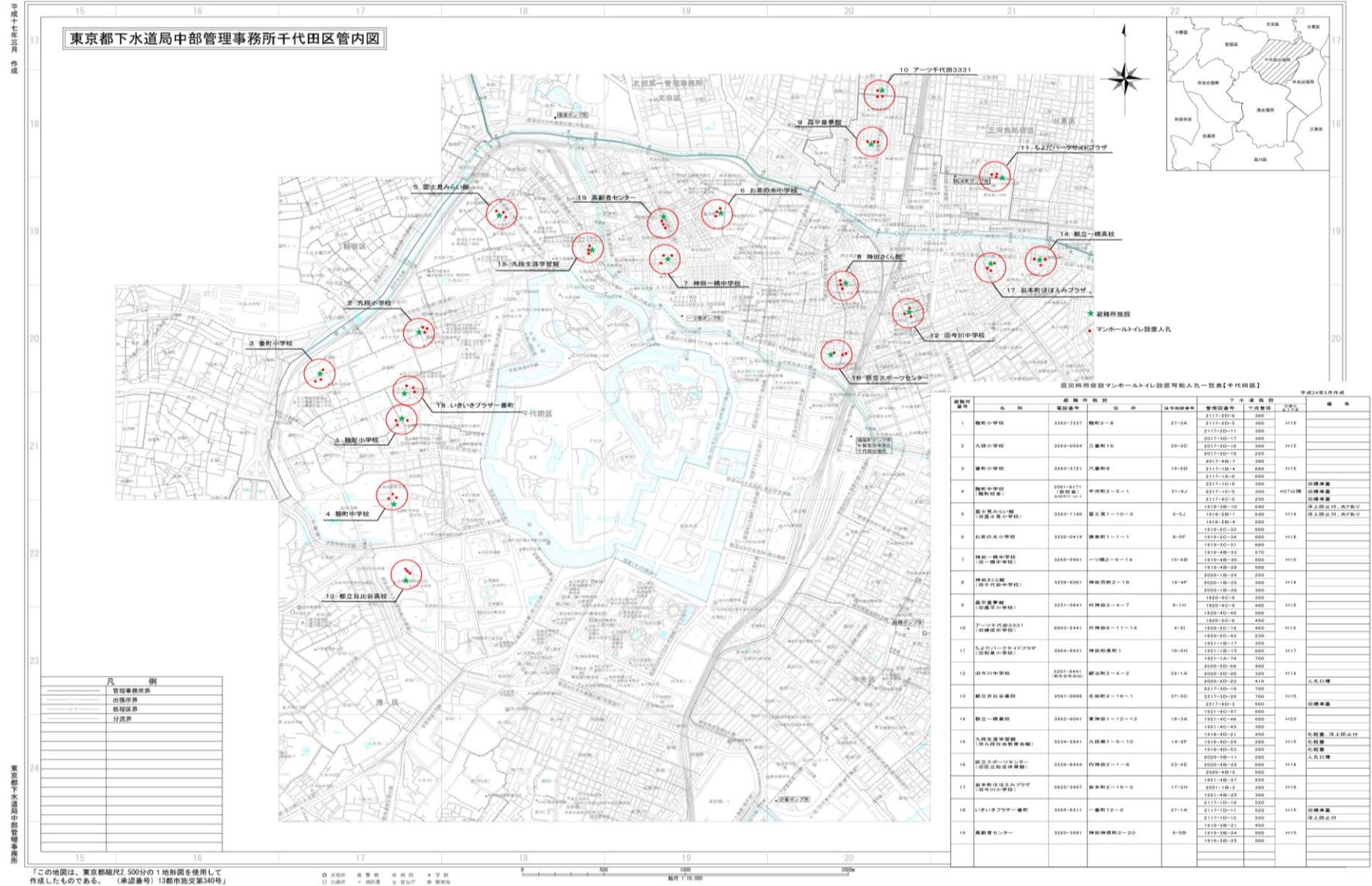
避難所災害時優先電話設置台数（防災・危機管理課）

（平成27年1月1日現在）

名称	住所	回線数
麴町小学校	麴町 2-8	5
いきいきプラザ一番町	一番町 12	5
九段小学校	三番町 16	5
番町小学校	六番町 8	5
麴町中学校	平河町 2-5-1	5
富士見みらい館	富士見 1-10-3	5
九段中等教育学校	富士見 1-10-14	5
お茶の水小学校	神田猿楽町 1-1-1	5
神田一橋中学校	一ツ橋 2-6-14	5
高齢者センター	神田神保町 2-20	5
区立スポーツセンター	内神田 2-1-8	5
神田さくら館	神田司町 2-16	5
昌平童夢館	外神田 3-4-7	5
アーツ千代田3331	外神田 6-11-14	5
ちよだパークサイドプラザ	神田和泉町 1	5
旧今川中学校	鍛冶町 2-4-2	5
都立一橋高校	東神田 1-12-13	5
岩本町ほほえみプラザ	岩本町 2-15-3	5
障害者福祉センターえみふる	神田駿河台 2-5	2

災害時に仮設トイレ設置可能な人孔位置図（下水道局中部下水道事務所）

（平成 27 年 1 月 1 日現在）



資料第36

NTT 東日本災害時臨時公衆電話設置場所(NTT 東日本)

(平成24年4月1日現在)

番号	目 標
3	第一休憩所前(北の丸公園)
4	皇居外苑上野島前
5	楠公像前売店
6	坂下門
7	NTT 東日本千代田支店前
9	有楽町電気ビル前
14	北の丸公園科学技術館横
16	北の丸公園武道館前
18	外務省前
22	財務省前
24	NTT 東日本日比谷ビル前
25	尾崎記念館前
28	サウス永田町ビル前
30	日比谷公園公会堂前
31	日比谷公園市政会館前
32	東京..... 事務所前
33	政信ビル前
34	神田駅東口みずほ銀行前
37	大木ビル前
40	野黒輪業前
41	ミツワビル前(喫茶店リリー前)
43	昌平童夢館
44	旧今川中学校体育館
45	麹町中学校
46	スポーツセンター
48	三井記念病院前
49	みずほ銀行前
50	子供の遊び場
51	都研修所前
52	美土代交差点
54	紀陽銀行前
56	御茶の水駅表口
57	新御茶の水ビル前
58	研究社ビル前
59	川澄ビル前
60	三省堂前
61	錦華公園内
62	第百生命神田ビル前
63	靖国神社境内
67	飯田橋駅西口(駅前派出所)
68	地下鉄飯田橋駅入口(飯田橋駅東口)
69	神保町交差点(富士ストア前)
70	西脇ビル前
71	四谷駅前(四谷駅東口)
72	平河山京半蔵門ビル前
74	清水谷公園横
75	みずほ銀行麹町支店前
76	陸マンション前

番号	目 標
77	高齢者センター
79	市ヶ谷駅市ヶ谷橋際
80	大妻学院前
83	区立堀留北児童遊園地前
84	みずほ銀行九段支店前
85	後楽橋際
86	九段生涯学習館
87	千代田会館
89	いきいきプラザ一番町
90	旧マルヤ硝子前
91	東越伯廣ビル前

※廃止となった電話機があるため一部欠番あり

NTT 東日本公衆電話ボックス及び災害時臨時電話設置場所一覧(NTT 東日本)

